

畜産試験場施設整備事業に係る基本設計業務委託参加申込書及び技術提案書評価要領

本業務に係る参加申込書及び技術提案書の評価については、参加説明書の内容（配点／評価ウェイト等）及び以下により行う。

1 業務実施上の要件

以下の要件のいずれかに該当する場合は、無効若しくは失格となる場合がある。

- (1) 管理技術者が、一級建築士資格取得後 10 年以上の実務経験を有していない場合
- (2) 意匠（総合）担当の主任担当技術者が、一級建築士資格取得後 2 年以上の実務経験を有していない場合
- (3) 構造担当の主任担当技術者が、構造設計一級建築士でない場合
- (4) 電気担当、機械担当の主任担当技術者のいずれか一方が、設備設計一級建築士でない場合
- (5) 管理技術者及び意匠（総合）の主任担当技術者が、設計 J V の代表構成員に属していない場合
- (6) 管理技術者が 1 名でない場合
- (7) 記載を求めた各主任担当技術者が各 1 名でない場合
- (8) 管理技術者が記載を求めた各主任担当技術者を兼任している場合。また、記載を求めた各主任担当技術者が、他の主任担当技術者を兼任している場合
- (9) 主たる分担業務分野のうち、積算に関する業務を除く業務を再委託することとしている場合
- (10) 協力事務所が、参加申込書の提出期限の日から契約締結する日までのいずれかの日において指名停止期間である場合
- (11) その他設定した条件を満たしていない場合

2 一次審査（配点50点）

(1) 資格及び技術力の評価

ア 専門分野の技術者資格（配点10点）

(ア) 資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点						
管理技術者	一級建築士	4						
意匠（総合）	一級建築士	3						
構造	構造設計一級建築士	1						
電気	設備設計一級建築士 建築設備士 技術士（下表による。）	1						
	<table><tr><th>部門</th><th>科目</th></tr><tr><td>総合技術監理</td><td>電気電子－電気設備</td></tr><tr><td>電気電子</td><td>電気設備</td></tr></table>		部門	科目	総合技術監理	電気電子－電気設備	電気電子	電気設備
	部門		科目					
	総合技術監理		電気電子－電気設備					
	電気電子	電気設備						
	一級建築士							
	一級電気工事施工管理技士	0.4						
二級電気工事施工管理技士	0.2							
上記以外	0							
機械	設備設計一級建築士 建築設備士 技術士（下表による。）	1						
	<table><tr><th>部門</th><th>科目</th></tr><tr><td>総合技術監理</td><td>衛生工学－空気調和、建築環境</td></tr><tr><td>衛生工学</td><td>空気調和、建築環境</td></tr></table>		部門	科目	総合技術監理	衛生工学－空気調和、建築環境	衛生工学	空気調和、建築環境
	部門		科目					
	総合技術監理		衛生工学－空気調和、建築環境					
	衛生工学	空気調和、建築環境						
	一級建築士							
	一級管工事施工管理技士	0.4						
二級管工事施工管理技士	0.2							
上記以外	0							

(イ) 経験年数の係数係数

分担業務分野 \ 係数	1. 0	0. 6	0. 2
管理技術者	一級建築士 取得後15年以上	一級建築士 取得後13年以上	一級建築士 取得後10年以上
意匠（総合） 主任担当技術者	一級建築士 取得後7年以上	一級建築士 取得後5年以上	一級建築士 取得後2年以上
構造 主任担当技術者	構造一級建築士 取得後5年以上	構造一級建築士 取得後3年以上	構造一級建築士 取得後3年未満
電気又は機械 主任担当技術者	設備一級建築士 取得後5年以上	設備一級建築士 取得後3年以上	設備一級建築士 取得後3年未満
	設備一級建築士以外の資格 取得後5年以上	設備一級建築士以外の資格 取得後3年以上	設備一級建築士以外の資格 取得後3年未満

(ウ) 所属組織の係数

単体企業又は設計業務共同企業体の構成員＝1.0、協力事務所＝0.5とする。

各専門分野の技術者資格について、上記(ア)×(イ)×(ウ)を算出した値（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。）を、「専門分野の技術者資格」の評価点とする。

イ 平成23年4月1日から令和8年3月31日までに契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（配点10点）

管理技術者、意匠（総合）・構造主任担当技術者の同種又は類似業務（参加説明書『Ⅱ 1 (2)』参照）実績2件までを下記により評価する。

なお、実績がない場合は加点しない。

(ア) 同種業務又は類似業務の評価表

評価対象 同種又は類似業務の別	管理技術者の実績 評価点	意匠（総合）、構造主任 担当技術者の実績評価点
同種業務	4	3
類似業務	2	1.5

(イ) 携わった立場の係数

評価対象 過去の実績での立場	管理技術者の実績 評価点	意匠（総合）、構造主任 担当技術者の実績評価点
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0※
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.5	1.0※
担当技術者の立場	0.25	0.5※

※当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

(ウ) 所属組織の係数

単体企業又は設計業務共同企業体（代表構成員）＝1.0、設計業務共同企業体（その他構成員）又は協力事務所＝0.5とする。

実績1件の場合は、上記(ア)×(イ)×(ウ)×0.5の算出値（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。）、2件ある場合は2件の算出値の合計値を「平成23年4月1日から令和8年3月31日までに契約履行が完了した同種又は類似業務の実績」の評価点とする。

ウ 過去の受賞歴等（配点5点）

提出された過去に携わった業務における受賞歴2件（1建物につき1件とする。）までを、以下に従い評価する。

(ア) 管理技術者の評価（配点3点）

管理技術者についてのみ、受賞歴に加えてCASBEE-建築（新築）による認証実績1件についても評価する。

a 受賞歴の評価表

評価基準	評価点
過去に受賞歴がある。	1
過去に受賞歴がない。	0

b CASBEE-建築（新築）による認証実績の評価表

評価基準	評価点
CASBEE「S」ランクの担当実績が1件ある。	1
CASBEE「A」ランク以下又は担当実績がない。	0

※CASBEE評価認証認定機関による評価に限り、自己評価、簡易版による評価は除く。

c 携わった立場の係数

過去の実績での立場	係数
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.5
担当技術者の立場	0.25

過去の受賞歴等について、上記 $(a \times c) + (b \times c)$ を算出した値（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。aの受賞歴についてのみ、2件までの算出値の合計値とする。）を、管理技術者の「過去の受賞歴等」の評価点とする。

(4) 意匠（総合）主任担当技術者の評価（配点2点）

a 受賞歴の評価表

評価基準	評価点
過去に受賞歴がある。	1
過去に受賞歴がない。	0

b 携わった立場の係数

過去の実績での立場	係数
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0※
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	1.0※
担当技術者の立場	0.5※

※ 当該実績の主たる分担業務分野が本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

過去の受賞歴について、上記 $a \times b$ を算出した値（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。2件以上の受賞歴は2件までの算出値の合計値とする。）を、意匠（総合）主任担当技術者の「過去の受賞歴等」の評価点とする。

エ 手持ち業務量（配点5点）

令和8年7月28日時点において、他に従事している業務について下記により評価する。
 なお、2件以上の手持ち業務がある場合は、評価点の合計の平均値（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。）※を「手持ち業務量」の評価点とする。

(ア) 管理技術者、意匠（総合）主任担当技術者の評価表

件数	0 件	1 件	2 件	3 件以上
他の業務で従事している立場				
管理技術者又はこれに準ずる立場	2	1.2	0.8	0
主任担当技術者又はこれに準ずる立場		1.6	1.2	0.4
担当技術者の立場		2	1.6	0.8

(イ) 構造主任担当技術者の評価表

件数	0 件	1 件	2 件	3 件以上
他の業務で従事している立場				
管理技術者又はこれに準ずる立場	1	1	0.6	0.2
主任担当技術者又はこれに準ずる立場			0.8	0.4
担当技術者の立場			1.0	0.6

※ 計算例

配置予定管理技術者の手持ち業務が以下の場合

- ・他の業務の管理技術者＝1 件
- ・他の業務の主任担当技術者＝3 件
- ・他の業務の担当技術者＝2 件

配置予定管理技術者の手持ち業務量の評価点

$$= (0 \text{ 点} \times 1 \text{ 件} + 0.4 \text{ 点} \times 3 \text{ 件} + 0.8 \text{ 点} \times 2 \text{ 件}) \div 6 \text{ 件} = 0.4666 \approx \underline{0.47 \text{ 点}} \text{（四捨五入）}$$

(2) 担当チームによる業務実施方針及び手法の評価（配点20点）

提出された業務実施方針の内容を踏まえ、担当チームによる業務実施方針及び手法について、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価を平均して算出する（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。）。

「業務の理解度及び取組意欲」、「業務の実施方針」のいずれかの評価において、採点を行った委員全員の評価点が0点である場合は、選定しない。

ア 業務の理解度及び取組意欲の評価表（配点8点）

評価の着目点	評価事項	各委員の評価				
		A	B	C	D	E
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8	6.4	4.8	3.2	0

イ 業務実施方針の的確性・独創性・実現性の評価表（配点12点）

評価の着目点	評価事項	各委員の評価				
		A	B	C	D	E
		極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
業務実施方針の的確性・独創性・実現性	業務の取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性を総合的に判断する。	12	9.6	7.2	4.8	0

3 二次審査（配点150点）

評価テーマに対する技術提案及び担当チームの対応力の評価。

提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は、各委員の評価を平均して算出する（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。）。

「評価テーマに対する技術提案」、「担当チームの対応力」のいずれかの評価において、採点を行った委員全員の評価点が0点である場合は、特定しない。

(1) 評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性の評価表（配点120点）

評価の着目点	評価事項	評価 テ マ	各委員の評価				
			A	B	C	D	E
			極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い
評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性	設定したテーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等（※1））、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等（※2））、実現性（提案が理論的に裏付けられており説得力のある提案となっているか等（※3））を考慮して各提案ごとに総合的に判断する。	(1)	50	40	30	20	0
		(2)	40	32	24	16	0
		(3)	30	24	18	12	0

※ 的確性、独創性及び実現性の判断基準はそれぞれの括弧内に記載のとおりであるが、より具体的に例示すると次のものが挙げられる。

- （※1） 提案内容について、論理的な説明がなされているか。
仕様書等を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
- （※2） 提案者の知識や経験を活かした創意工夫が見られるか。
- （※3） 実施方法等が具体的で、かつ実現性があるか。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングにおける対応力等の評価点（配点30点）

評価の着目点	評価事項	各委員の評価				
		A	B	C	D	E
		極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
プレゼンテーション及びヒアリングにおける対応力等	プレゼンテーション及びヒアリングにおける担当チームの対応力、説得力、基本計画の理解度、取組意欲等を総合的に評価する。	30	24	18	12	0